

## 宮城県外国人留学生支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、介護福祉士資格の取得を目指す意欲のある留学生の日本語学校又は介護福祉士養成施設における修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は、宮城県内に所在する介護サービス事業所、介護施設等が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する事業を交付対象とする。

- 2 補助金の交付の対象となる留学生は、県内の日本語学校及び介護福祉士養成施設に通う者とする。
- 3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 経費所要額調書（様式1-1）
  - (2) 支出計画書（様式1-2）
  - (3) 事業計画書（様式1-3）
  - (4) 補助事業に係る収支予算書（見込書）の抄本
  - (5) 納税証明書（県税）
  - (6) 暴力団排除に関する誓約書
  - (7) 奨学金貸与（給付）規程
  - (8) その他知事が必要と認める書類

- 3 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。
  - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者
- 4 知事は前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助金の額に変更を来すことなく、かつ事業内容を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収支について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。
- (9) 事業者は、補助事業を実施するため、貸付額、貸付期間、貸付方法、返還及び返還の免除等について規定する貸与規程又は給付規程等の規程を定めなければならない。

(10) 事業者は、貸金業法（昭和58年法律第32号）等の関係法令等を遵守しなければならない。

(11) 事業を行う者が（1）から（10）までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付決定後の報告等）

第6条 知事は、第5条に規定する交付の決定があった者に対して、必要に応じて事業実施状況の報告等を求めることができるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助事業等の完了（当該留学生在各年度の課程を修了したとき）若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（様式5-1）
- (2) 対象経費の精算額内訳（様式5-2）
- (3) 事業実施状況報告書（様式5-3）
- (4) 補助事業に係る収支決算書（見込書）の抄本
- (5) 事業実施状況の記録（写真等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（事業完了後の現況報告）

第8条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生在介護福祉士養成施設を卒業してから介護施設等への返済額が確定するまでの間、毎年度4月20日までに前年度における留学生の状況について、様式第6号により、知事に報告しなければならない。

ただし、当該留学生在が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合、又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の取消等）

第10条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する場合のほか、第 2 条に規定する事業を実施し、補助金の交付を受けた後において、留学生に貸与又は給付した額が返還された場合、様式第 7 号により返還額のうち補助金分について知事に返還しなければならない。

なお、留学生に貸与又は給付した額について、複数年にわたって返還される場合は、毎年度 4 月 20 日までに前年度における返還額のうち補助金分について知事に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 月 18 日から施行し、令和 2 年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 6 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 28 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 8 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

## 別表

項目	1. 対象経費	2. 基準額 (外国人留学生1名あたり)		3. 補助率	4. 補助対象期間	5. 備考
日本語学校	県内の日本語学校（卒業後県内の介護福祉養成施設に進学する場合に限る。）学費及び居住費など	学費（※1）	年 600,000 円以内	3分の1	1年以内（※3）	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、基準額に補助率を乗じた額を上限とする。
		居住費などの生活費（※2）	年 360,000 円以内			
介護福祉士養成施設	県内の介護福祉士養成施設 学費及び居住費など	学費（※1）	年 600,000 円以内	3分の1	正規の修学期間（2～4年）（※3）	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、基準額に補助率を乗じた額を上限とする。
		入学準備金	200,000 円以内 (1回限り)			
		就職準備金	200,000 円以内 (1回限り)			
		介護福祉士試験受験対策費用	一年度あたり 40,000 円以内			
		居住費などの生活費（※2）	年 360,000 円以内			

※1・・・「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合であって、知事が必要と判断する

ものについては、対象経費に含める。

※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。(学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。)通学等のための交通費等についても、知事が必要と判断するものについては、対象経費に含める。

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、予算の範囲内において、以下①②のとおり基準額の加算を行うことができる。

① 年額 240,000 円以内の加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 50,000 円以内の加算

※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間中については補助対象期間に含める。

ただし、補助対象期間は最大で4年間とする。